

財務省告示第百六十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十八年三月十日に発行した割引短期国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成十八年四月七日

財務大臣 谷垣 禎一

- 一 名称及び記号
割引短期国庫債券（第三百九十
六回）
- 二 発行の根拠
国債整理基金特別会計法（明治
三十九年法律第六号）第五条第
一項
- 三 振替法の適用
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第 非
価格競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の
方法
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

十七	十六	十五	十四			十三	十二			口			イ	
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還期限	償還期	価格平均	募入平均	行争入札発	非価格競	者・第	特別参加	国債市場	入札発競争
平成十八年三月十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	償還期は、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成十八年九月十一日	十三銭八厘三毛につき九十九円九	額面金額百円につき九十九円九				十三銭八厘三毛につき九十九円九	額面金額百円につき九十九円九